

終風四章章四句
擊鼓怨州吁也衛州吁用兵暴亂使公孫文仲將而平陳與宋國人怨其勇而無禮也
將以伐鄭也平成也將伐鄭先告陳與宋以成其伐事春秋傳曰宋殤公之即位也公孫出奔鄭鄭人欲納之及州吁立將脩先君之怨於鄭而求寵於諸侯以和其民人使於宋曰君若伐鄭以除君之患而為宋人許之於陳蔡方睦衛故宋公陳侯蔡人衛人伐鄭是也代鄭在魯隱公四年

擊鼓其鏜鏜用兵鏜然擊鼓聲也使衆皆踊躍用兵也箋云此用兵治土國城漕我獨南行此言衆民皆勞苦或役土功於國或脩治獨見使從軍南行伐鄭是尤勞苦之甚從孫子平陳與宋孫子仲謂公孫文仲也平陳於宋箋云子仲字也平陳於宋謂使告宋曰君為主敵邑以賦與陳蔡從不我以歸憂心有仲憂心忡忡然箋云以備與也與我南行爰居爰處爰喪其馬爰於也不還謂死也傷也病也今於何居乎於何死乎又死之乎水之下山

中国の文化IX 第3回

周代

官の詩と采詩

阿之可波之久麻刀尔多知互和魂毛古我
蘇豆毛志保く尔奈伎志曾母波由

右一首市原郡上丁刑部直千國

於保伎美乃義許尔如志古美伊久礼安
和努等里都伎互伊比之古奈波毛

右一首種部上丁物部龍

歌謡が伝える庶民の思い
都之閑尔散尔如流布祢尔伊都之如毛

恋の喜び、暴政への怒り、戦争の
悲しみ。古代から、人々は自らの思
いを歌によって表現してきた。

八世紀に編纂された、現存する日
本最古の和歌集『万葉集』には、天
皇や貴族の歌とともに、庶民の思い
を伝える歌が数多く収められている。

後田連沙路磨を歌敷十九首他拙抄歌

と不有あ

陳私拙懷一首 并雜歌

天皇乃等保伎美尔尔毛行とる海難波乃尔
阿米能之尔之更志賣之尔伊麻能尔尔多
要受伊都可氣麻尔尔安夜尔可之古志可

天平勝寶七歳乙未

二月相替遣筑紫諸國防人等歌

天平勝寶七歳乙未*

二月相替りて筑紫に遣られし諸
国の防人等の歌長下郡物部秋持

*天平勝寶七年：西暦七五五年

加其佐倍義武余小和須良礼受

右一首王佐丁麿王郡若倭部身麿

等伎勝吉乃波奈波佐家小母奈小須礼受

波奈波奈乃佐吉渡已受礼受

右一首防人山名郡丈部真麿

時々の花は咲けども何すれぞ
母とふ花の咲きてこずけむ

右一首防人山名郡*丈部真麿

*山名郡：静岡県袋井市一帯

阿之可皮之久麻刀尔多知互和曉毛古我
蘊豆毛志保く尔奈皮志曾母波由

右一首市原郡*上丁刑部直千国

於保皮美乃義許尔如志古美伊久礼安
和努等里都皮互伊比之古奈波毛

右一首種沾郡占丁物部龍

葦垣の隈所*に立ちて我妹子が
袖もしほほに泣きしぞ思はゆ可毛

右一首市原郡*上丁刑部直千国

(おさかべのあたいちくに)

右一首長柄郡占丁若麻續部羊

*隈所(くまと) : かげ

市原郡 : 現在の千葉県市原市

茨田連沙弥磨を歌敷十九首但拙劣歟

陳私拙懷一首 并雜歌

万葉集卷二十(京都大学付属図書館所蔵)

天皇乃等保皮美乃尔毛如志古美伊久礼安
阿米能之尔之良志賣之尔伊麻能乎尔多
要受伊都可氣麻久尔安皮尔可之古志可

阿之可波之久麻刀尔多知互和曉毛古我
蘇豆毛志保くふ奈伎志曾母波由

古代歌謡の世界

六六三年、日本の古代史上、最大の対外戦争となった白村江の戦いが起こった。

中国や朝鮮半島との緊張が高まる
と、日本の朝廷は、防人として東国から数千人の若者を徴用し、九州一帯の防衛に当たらせた。

「内兵」（うちのいくさ）という武門の家に生まれた大伴家持は、七五五年（天平勝宝七年）、兵部少輔（ひょうぶのしょう）として防人の監督に当たった際、引率者を通じて防人たちの歌を集め、秀歌を選んで『万葉集』の中に収めた。

天皇乃等保伎来りふ毛行きては難波乃奈
阿米能之る之更志賣之伎伊麻能乎尔多
要受伊都可氣麻久毛安夜尔可之古志可

中国古代の歌謡

一方、これより千年以上も前、中国の周王朝では、こうした庶民の思いを詠んだ歌が記録されていた。

衛人伐莒是也伐莒在魯隱公四年

擊鼓其鏜踴躍用兵鏜然擊鼓聲也使衆皆踴躍用兵也箋云此用

兵謂治土國城漕我獨南行漕衛邑也箋云此言衆民皆勞

苦也或役土功於國或脩治漕城而我獨見使從軍南行伐鄭是尤勞苦之甚從孫

子仲平陳與宋孫子仲謂公孫文仲也平陳於宋箋云子仲字也平陳於

宋謂使告宋曰君爲主不我以歸憂心有仲

憂心仲仲然箋云以猶與也與我南行爰居

不與我歸期兵凶事懼不得歸豫憂之爰處爰喪其馬爰於也不還謂死也傷也病

也今於何居乎於何于以求之于林之下山

處乎於何喪其馬乎

中国古代の歌謡

進軍太鼓が鳴り響けば

武器を手に躍り立つ

衛の都城や漕の城壁が補強され

僕らは南の鄭国に進軍する

公孫子仲將軍に従い

陳と宋との和睦をはかったが

いつになつたら帰国できるか

心は憂うばかり

あちこちを転戦する中に馬も失い

探してみれば林の下に

『詩経』撃鼓

撃鼓其鏜踴躍用兵

鏜然撃鼓聲也使衆皆踴躍用兵也箋云此用

兵謂治兵時

土國城漕我獨南行

漕衛邑也箋云此言衆民皆勞

苦也或役土功於國或脩治漕城而我獨見使從軍南行伐鄭是尤勞苦之甚從孫

子仲平陳與宋

孫子仲謂公孫文仲也平陳於宋箋云子仲字也平陳於

宋謂使告宋曰君爲主敵邑以賦與陳蔡從

不我以歸憂心有忡

憂心忡忡然箋云以猶與也與我南行爰居不與我歸期兵凶事懼不得歸豫憂之

爰處爰喪其馬

爰有不還者有亡其馬者箋云爰於也不還謂死也傷也病

也今於何居乎於何處乎於何喪其馬乎于以求之于林之下

山水

日林箋云于於也求不還者及亡其馬者當於山林之下軍行必依山林求其故處近得之
死生契闊與子成說契闊勤苦也說數也
伍約死也生也相與處勤苦之中我執子之與子成相說愛之恩志在相存救也
手與子偕老偕俱也箋云執其手與之約誓示信也言俱老者庶幾俱免於難
于嗟闊兮不我活兮不與我生活也箋云無衆安忍無親衆叛親離軍士棄其約離散相遠故吁嗟歎之闊兮女不與我相救活傷之
于嗟洵兮不我信兮洵遠信極也箋云歎其棄約不與我相親信亦傷之

擊鼓五章章四句

中国古代的歌謡

いっしょに生きていこう
そう誓い合ったね
きみの手を握り
いつまでもいっしょだよと
でも いまは遠く離れ
ただ死を待つばかり
遠く離れて
きみとの約束も果たせぬまま

『詩経』 擊鼓

終風四章章四句

終風四章章四句

擊鼓怨州吁也衛州吁用兵暴亂使公孫文

仲將而平陳與宋國人怨其勇而無禮也

將兵以伐鄭也平成也將伐鄭先告陳與宋

古代歌謡の世界

先君之怨於鄭而求寵於諸侯以和其民人

悲 戀の喜び 暴政への怒り 戦争の

周代になると、庶民の喜怒哀樂を

歌 撃た歌が数多く記録され

それらは『詩経』といふ古代歌謡集

にまとめられていく。脩治漕城而我從孫

子仲平陳與宋 孫子仲謂公孫文仲也平陳

宋謂使告宋曰君爲主 不我以歸憂心有仲

憂心仲仲然箋云以備與也與我南行 爰居

爰處爰喪其馬 爰於也不還謂死也傷也病

也今於何居乎於何 于以求之于林之下

終風四章章四句

擊鼓怨州吁也衛州吁用兵暴亂使公孫文

日本の太伴家持や中国の周王朝は、

なぜ庶民の歌謡を採集したのか？

子馬出奔鄭鄭人欲納之及衛州吁立將脩
先君之怨於鄭而求寵於諸侯以和其民人
使告於宋曰君若伐鄭以除君害君爲主敵
邑以賦與陳蔡從則衛國之願也宋人許之
於是陳蔡方睦於衛故宋公陳侯蔡人
衛人伐鄭是也



擊鼓其鏜踴躍用兵鏜然擊鼓聲也使衆皆

兵謂治土國城漕我獨南行此言衆民皆勞

苦也或役土功於國或脩治漕城而我從孫

子仲平陳與宋孫子仲謂公孫文仲也平陳

宋謂使告宋曰君爲主不我以歸憂心有仲

憂心仲仲然箋云以備與也與我南行爰居

不與我歸期兵凶事懼不得歸嚴憂之爰居

爰處爰喪其馬爰於也不還謂死也傷也病

也今於何居乎於何于以求之于林之下

講義内容

- 第一節 殷周革命
～神の支配から人の支配へ
- 第二節 許慎『説文解字』
～漢字の成り立ちを明らかに
- 第三節 采詩の官と詩経
～民の歌声を政治に
- 第四節 詩経が伝える周代の民謡
～「擊鼓」と「君子于役」を例に

第一節

殷周革命

神の支配から人の支配へ

1600BC
1500BC
1400BC
1300BC
1200BC
1100BC
1000BC
900BC
800BC
700BC
600BC
500BC
400BC
300BC
200BC
100BC
0
100
200
300
400
500
600
700
800
900
1000
1100
1200
1300
1400
1500
1600
1700
1800
1900
2000

殷 1600BC頃-1046BC

周 1046BC-771BC

春秋戦国時代 770BC-221BC

秦 221BC-207BC

漢 206BC-220AD

魏 220-265

蜀 221-263

吳 222-280

晋 265-316

五胡十六国時代

東晋 317-420

北朝 439-589

南朝 420-589

隋 581-619

唐 618-907

五代十国 907-960

遼

北宋 960-1127

金 1115-1234

南宋 1127-1279

元 1271-1368

明 1368-1644

清 1616-1912

中華民國 1912-1949

中華人民共和国 1949-

最古の漢字＝甲骨文字の誕生



殷代の文字は、なぜ亀の甲羅や動物の骨に刻まれていたのか？

亀甲に刻まれた甲骨文字

甲骨文字Ⅱ甲骨での占いの記録

〔解説〕

殷代には王が占いによって神意をうかがい政治を行う、祭政一致の神権政治が行われていた。

占いには亀甲や獣骨が使われ、その表面には占いの内容や結果が刻まれた。これが甲骨文字である。



亀甲に刻まれた甲骨文字

日本では亀の甲羅の占いは行われているのか？



亀甲に刻まれた甲骨文字



ANN

NEWS

11:48:32

ANN NEWS

「大嘗祭へ向けて斎田点定の儀～亀の甲羅で占う」 (ANN 2019年5月13日)

祭政一致の神権政治＝神が支配する時代

1600BC
1500BC
1400BC
1300BC
1200BC
1100BC
1000BC
900BC
800BC
700BC
600BC
500BC
400BC
300BC
200BC
100BC
0
100
200
300
400
500
600
700
800
900
1000
1100
1200
1300
1400
1500
1600
1700
1800
1900
2000

殷 1600BC頃-1046BC

周 1046BC-771BC

春秋戦国時代 770BC-221BC

秦 221BC-207BC

漢 206BC-220AD

魏 220-265

蜀 221-263

呉 222-280

晋 265-316

五胡十六国時代

東晋 317-420

北朝 439-589

南朝 420-589

隋 581-619

唐 618-907

五代十国 907-960

遼

北宋 960-1127

金 1115-1234

南宋 1127-1279

元 1271-1368

明 1368-1644

清 1616-1912

中華民国 1912-1949

中華人民共和国 1949-





資料映像：NHKスペシャル「故宮」より

1600BC
1500BC
1400BC
1300BC
1200BC
1100BC
1000BC
900BC
800BC
700BC
600BC
500BC
400BC
300BC
200BC
100BC
0
100
200
300
400
500
600
700
800
900
1000
1100
1200
1300
1400
1500
1600
1700
1800
1900
2000

殷 1600BC頃-1046BC		
周 1046BC-771BC		
春秋戦国時代 770BC-221BC		
秦 221BC-207BC		
漢 206BC-220AD		
魏 220-265	蜀 221-263	呉 222-280
晋 265-316		
五胡十六国時代		東晋 317-420
北朝 439-589		南朝 420-589
隋 581-619		
唐 618-907		
五代十国 907-960		
遼	北宋 960-1127	
金 1115-1234	南宋 1127-1279	
元 1271-1368		
明 1368-1644		
清 1616-1912		
中華民国 1912-1949		
中華人民共和国 1949-		

祭政一致の神権政治＝神の權威による政治

牧野の戦い＝殷の神権政治への反乱

牧野の戦い

VIDEO

資料映像：NHKスペシャル「故宮」より

1600BC
1500BC
1400BC
1300BC
1200BC
1100BC
1000BC
900BC
800BC
700BC
600BC
500BC
400BC
300BC
200BC
100BC
0
100
200
300
400
500
600
700
800
900
1000
1100
1200
1300
1400
1500
1600
1700
1800
1900
2000

殷 1600BC頃-1046BC

周 1046BC-771BC

春秋戦国時代 770BC-221BC

秦 221BC-207BC

漢 206BC-220AD

魏 220-265 蜀 221-263 呉 222-280

晋 265-316

五胡十六国時代 東晋 317-420

北朝 439-589 南朝 420-589

隋 581-619

唐 618-907

五代十国 907-960

遼 北宋 960-1127

金 1115-1234 南宋 1127-1279

元 1271-1368

明 1368-1644

清 1616-1912

中華民国 1912-1949

中華人民共和国 1949-

祭政一致の神権政治＝神の權威による政治

殷周革命

天命論に基づく徳治＝人の責任による政治

天命論とは

〔解説〕

天命論とは、天は地上の有徳なる人物に命を下し、天に代わって人々を治めさせるという思想。

殷を滅ぼし、新たな王朝を築いた周は、この天命論によって王朝交代の正当性を理論づけるとともに、為政者が自らを律する政治思想とした。



大孟鼎 (B.C.1000頃)



大孟鼎 (B.C.1000頃)



周王朝が誕生したのは、いまから
三千年も前のことである。なぜその
当時、天命論などという政治思想が
唱えられていたことがわかるのか？

大盂鼎

〔解説〕

周初から天命論という思想があったことは、物証によって明らかになっていった。

一八二一年、陝西省で周の康王二年（紀元前一〇〇〇年ごろ）に作られた青銅製の鼎が発見された。器内には殷を滅ぼした武王の孫・康王が、盂という臣下に与えた策命が鑄込まれており、そこに殷周間の王朝交代を「天命」によって説明した一節があった。天命論に関する最古の資料である。



大盂鼎（B.C.1000頃北京国家博物館蔵）





第二節

許慎『説文解字』

漢字の成り立ちを明らかに

漢字の成り立ちを明らかに

甲骨文字が誕生したのは、いまから三千六百年前。周代に大盂鼎が作られたのもいまから三千年前である。現在の漢字と大きく異なるこれらの文字は、どのように解読されたのであろうか。

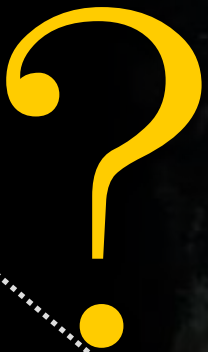


大盂鼎 (B.C.1000頃)

これは何という字？



文王？天有大命



(周代) 大盂鼎銘文 (拓本)

? これは何の字？



文王受天有大命



(周代) 大盂鼎銘文 (拓本)

古代漢字の解読

〔解説〕

古代エジプト文字を解読したのは、
フランスの学者シャンポリオン

(Jean-François Champollion, 一七九〇〜

一八三二年）であるが、中国の古代文字はふるくから中国人自身によつて研究が進められていた。

いまからおよそ千九百年前の後漢の時代には、許慎（五八？—一四七？）という学者が『説文解字』という字書を著し、六書という概念によつて、漢字の成り立ちを明らかにした。



（後漢）許慎『說文』

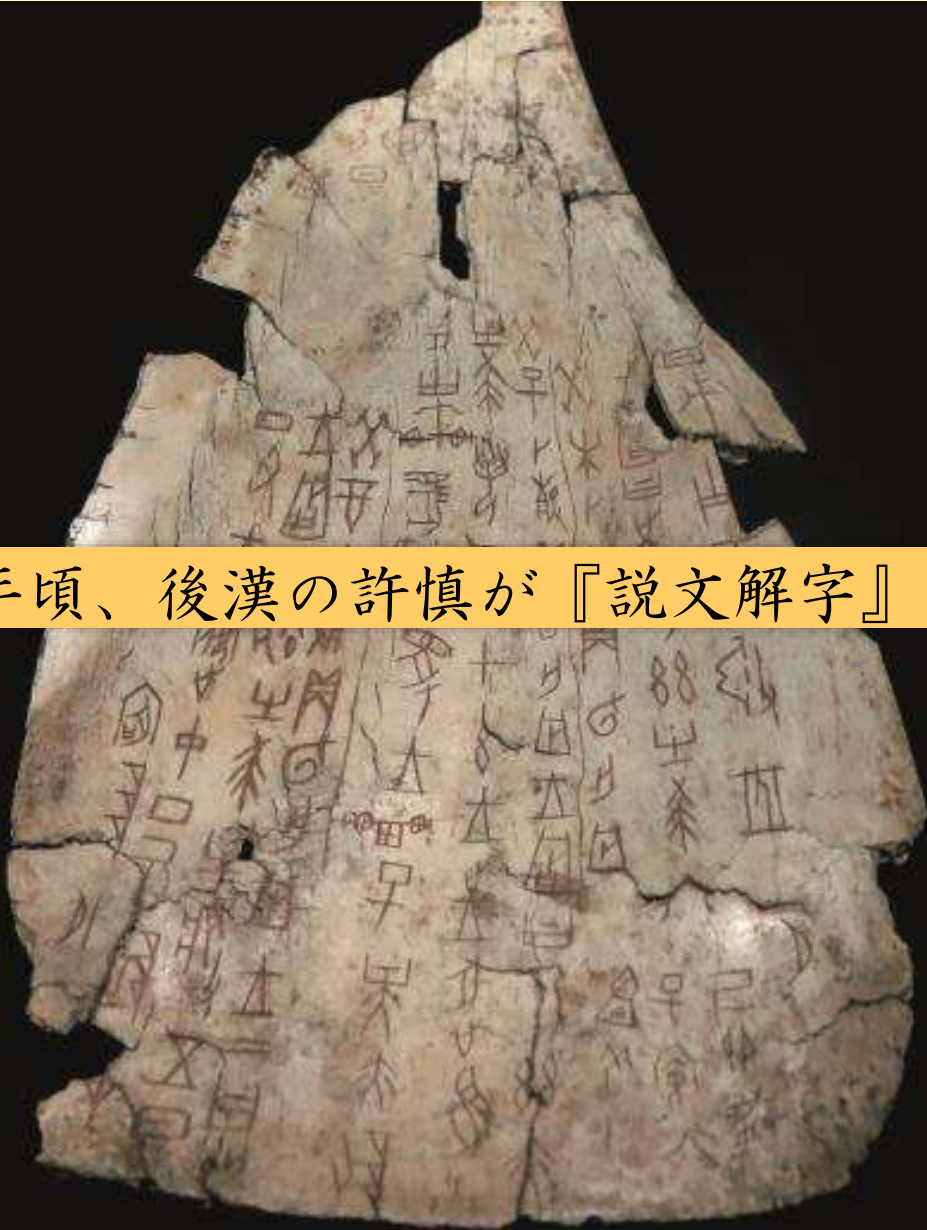
(唐代九世紀寫本)

1600BC
1500BC
1400BC
1300BC
1200BC
1100BC
1000BC
900BC
800BC
700BC
600BC
500BC
400BC
300BC
200BC
100BC
0
100
200
300
400
500
600
700
800
900
1000
1100
1200
1300
1400
1500
1600
1700
1800
1900
2000

殷 1600BC頃-1046BC		
周 1046BC-771BC		
春秋戦国時代 770BC-221BC		
秦 221BC-207BC		
漢 206BC-220AD		
魏 220-265	蜀 221-263	呉 222-280
晋 265-316		
五胡十六国時代		東晋 317-420
北朝 439-589		南朝 420-589
隋 581-619		
唐 618-907		
五代十国 907-960		
遼	北宋 960-1127	
金 1115-1234	南宋 1127-1279	
元 1271-1368		
明 1368-1644		
清 1616-1912		
中華民国 1912-1949		
中華人民共和国 1949-		

BC1600年頃、殷で甲骨文字が作られる

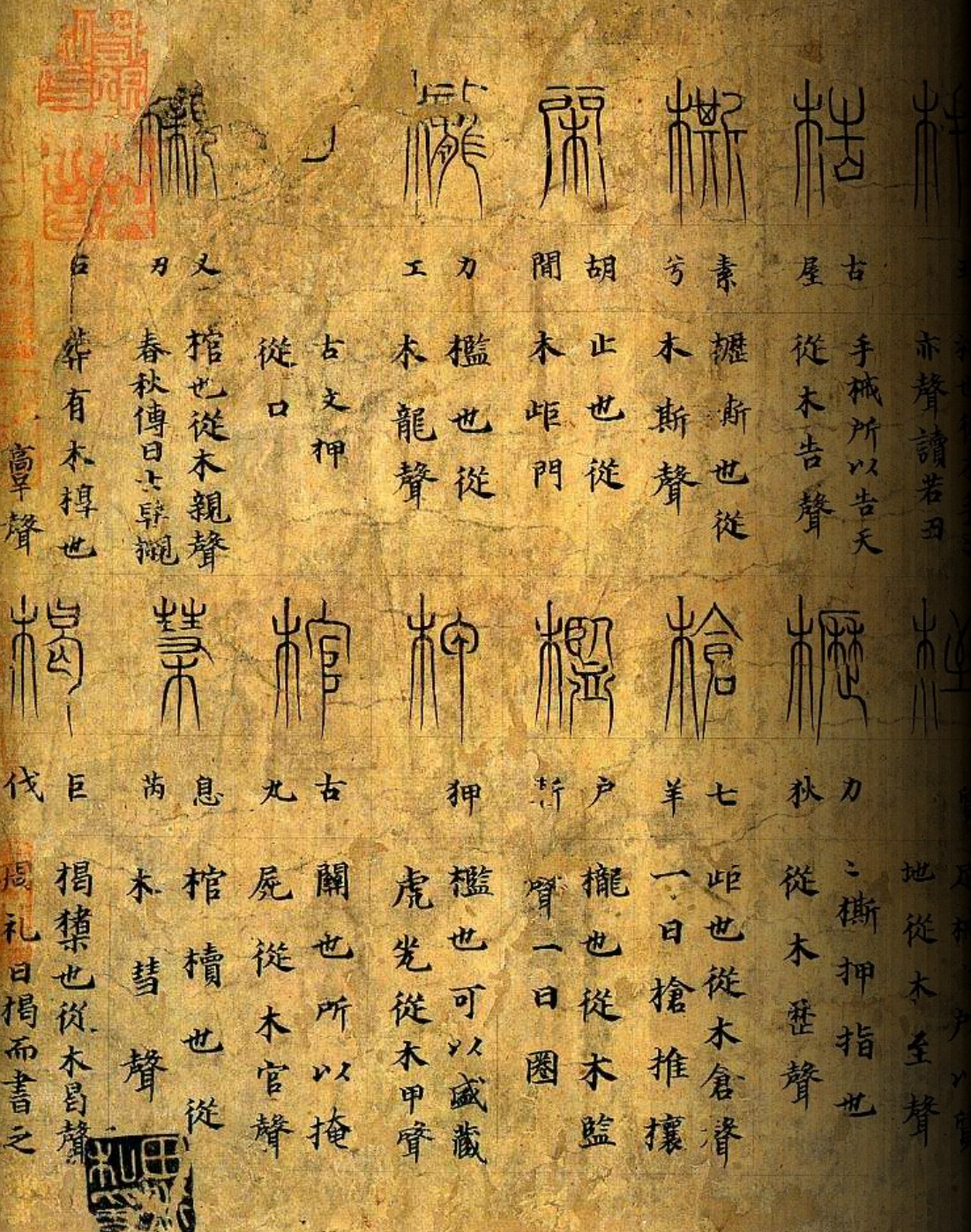
100年頃、後漢の許慎が『説文解字』を著す



六書～漢字の生成原理

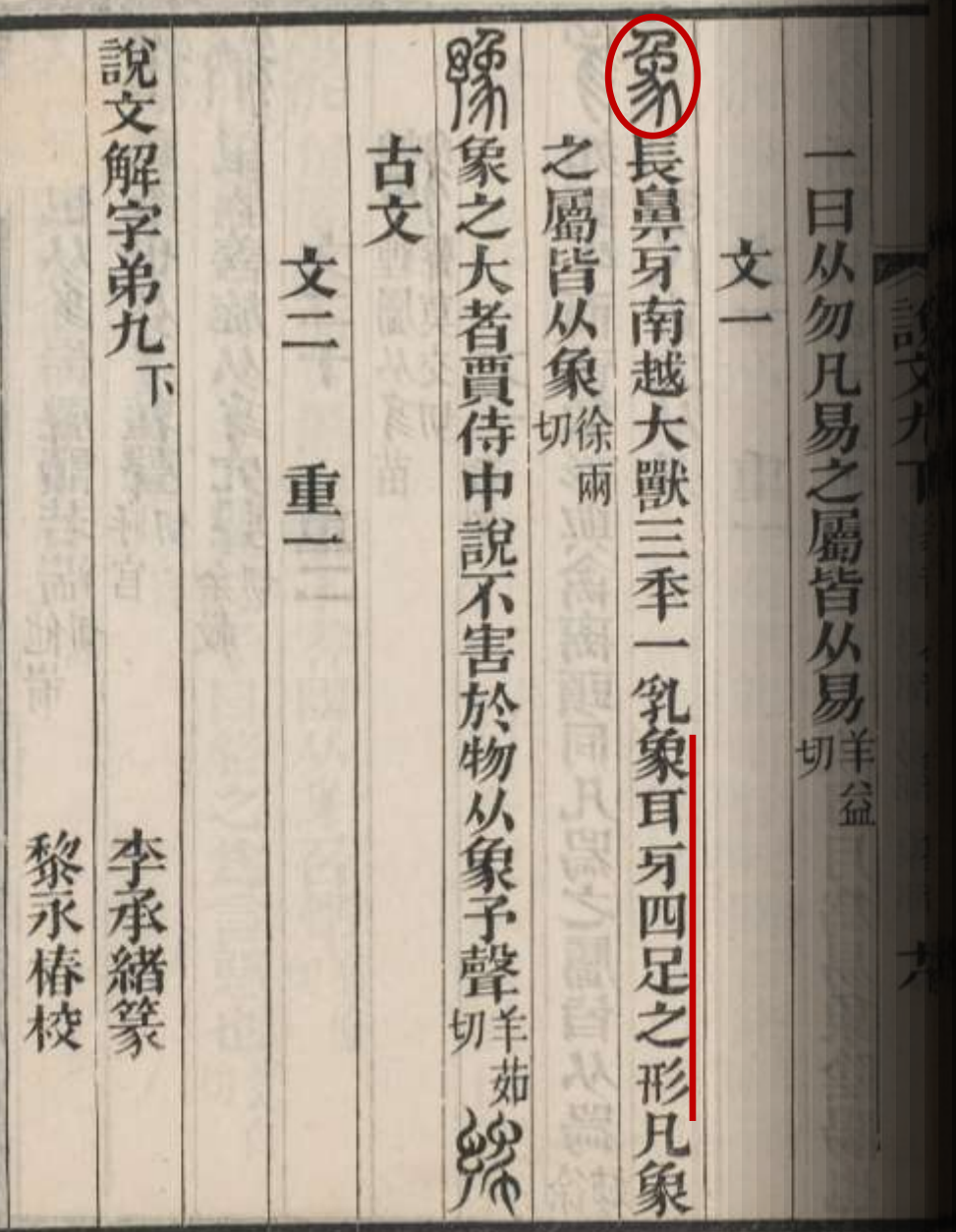
六書	例
象形	日、月、象など
指示	上、下など
会意	林、森など
形声	江、河など
転注	考、老など
仮借	令、長など

(後漢) 許慎『説文』
(唐代九世紀写本)



六書～漢字の生成原理

六書	例
象形	日、月、 象 など
指示	上、下など
会意	林、森など
形声	河、和など
転注	考、老など
仮借	令、長など



六書～漢字の生成原理



六書	例
象形	日、月、 象 など
指示	上、下など
会意	林、森など
形声	河、和など
転注	考、老など
仮借	令、長など

この字は本当に「受」なのか？



文王受天有大命



(周代) 大盂鼎銘文 (拓本)



受 物が落ち、上下相付すなり。爪と
又*に従う。『詩経』の「標有
梅」のごとく読む。

*爪と又はいずれも手の象形文字

放 逐也从支方聲凡放之屬皆从放甫妄切

𢇛 出游也从出
从放五牢切 𢇛 光景流也从白从
放讀若禽以灼切 文二

𢇛 物落上下相付也从爪从又凡受之屬皆从受

讀若詩標有梅平小切

𢇛 引也从受从手攝又
以爲車轆字羽元切 𢇛 治也幺子相亂受治之也讀若亂同一
曰理也徐鍇曰曰門垌也界也郎段切 𢇛

允文曰下

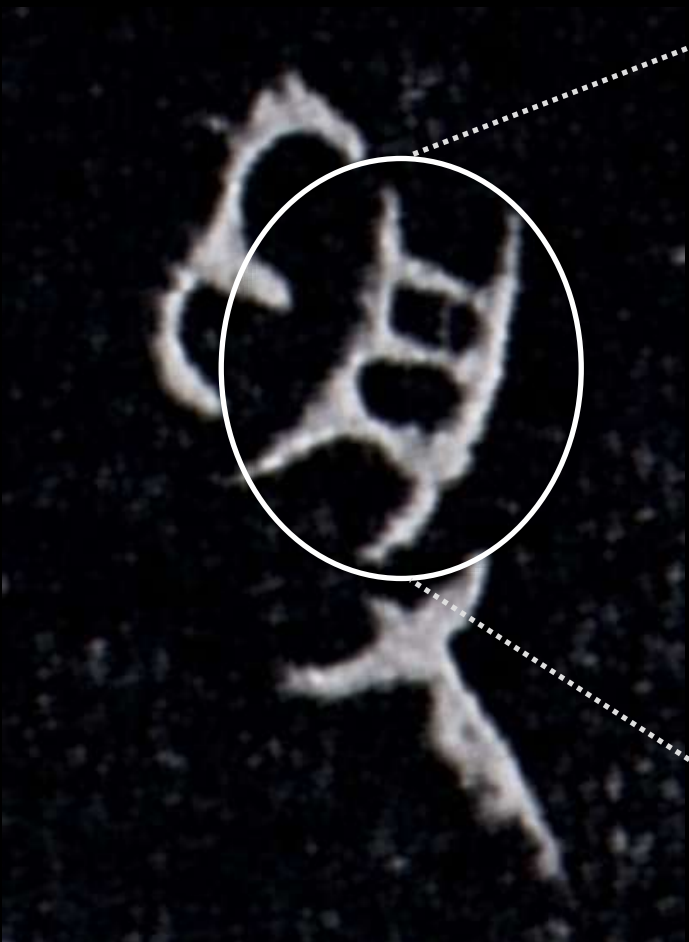
月

船なり。古は共鼓と貨狄、木を刳ちて舟を為し、木を刳つて楫とし、以て不通を濟く。象形。およそ舟の属はみな舟に従う。

𦨇 古文履从
𦨇 履也从履省
𦨇 履也从履省
𦨇 履也从履省
𦨇 履也从履省
𦨇 履也从履省
𦨇 履也从履省
𦨇 履也从履省
𦨇 履也从履省
𦨇 履也从履省

月 船也古者共鼓貨狄刳木爲舟刳木爲楫以濟不通象形凡舟之属皆从舟

𦨇 空中木爲舟也从人从
𦨇 舟也从人从
𦨇 舟也从人从
𦨇 舟也从人从
𦨇 舟也从人从
𦨇 舟也从人从
𦨇 舟也从人从
𦨇 舟也从人从
𦨇 舟也从人从
𦨇 舟也从人从



古文

𠂔

相付也从受舟省聲殖酉切

𠂔

曰音曳受二手也而

曳之爭之道也側莖切

𠂔

所依讀與

也从受古

𠂔

籀文

𠂔

聲古覽切

𠂔

𠂔

𠂔

受

相付す也。受に従い、舟の省の声。殖酉の切。

井亦聲疾正切

𠂔

深明也通也从奴从目从谷省以芮切

𠂔 列骨之殘也从

𠂔 岸之𠂔

徐鍇曰𠂔鉉等曰𠂔

𠂔

古文

𠂔

病也从步委聲於爲切

从步勿聲

𠂔

𠂔

𠂔

（後漢）許慎『說文解字』

六書～漢字の生成原理



大盂鼎の文字（拓本）

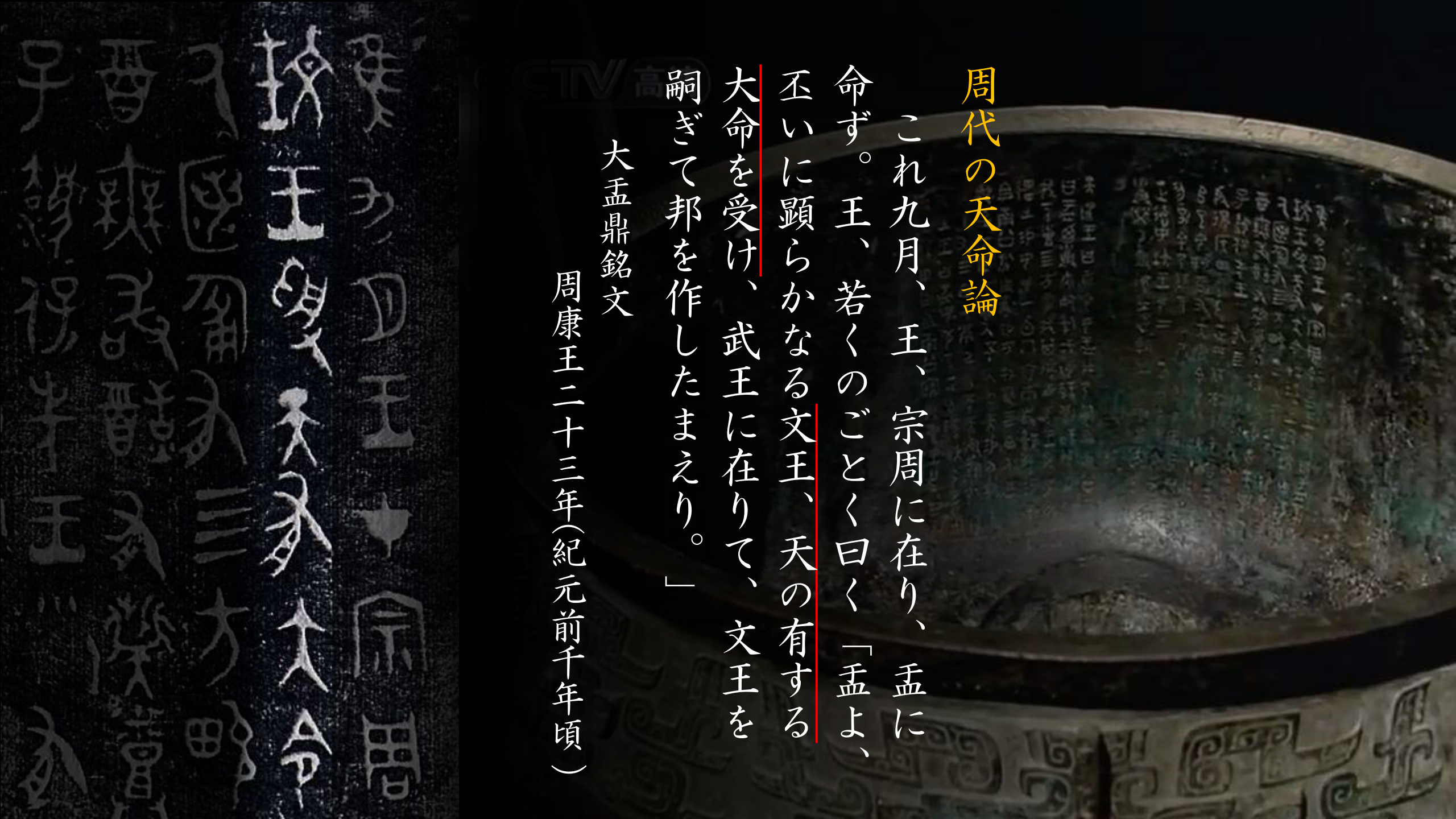
六書	例
象形	日、月、象など
指示	上、下など
会意	林、森など
形声	河、和など
転注	考、老など
仮借	令、長など

周代の天命論

これ九月、王、宗周に在り、盂に命ず。王、若くのごとく曰く「盂よ、丕いに顕らかなる文王、天の有する大命を受け、武王に在りて、文王を嗣ぎて邦を作したまえり。」

大盂鼎銘文

周康王二十三年(紀元前千年頃)



1600BC	殷 1600BC頃-1046BC		
1500BC			
1400BC			
1300BC			
1200BC			
1100BC	周 1046BC-771BC		
1000BC			
900BC			
800BC			
700BC			
600BC	春秋戦国時代 770BC-221BC		
500BC			
400BC			
300BC			
200BC			
100BC	秦 221BC-207BC		
0	漢 206BC-220AD		
100			
200			
300			
400			
500	魏 220-265	蜀 221-263	呉 222-280
600	晋 265-316		
700	五胡十六国時代		東晋 317-420
800	北朝 439-589		南朝 420-589
900	隋 581-619		
1000	唐 618-907		
1100			
1200	五代十国 907-960		
1300	遼	北宋 960-1127	
1400	金 1115-1234	南宋 1127-1279	
1500	元 1271-1368		
1600	明 1368-1644		
1700			
1800	清 1616-1912		
1900			
2000	中華民國 1912-1949		
	中華人民共和国 1949-		

BC1000年頃、周で大盂鼎が作られる

BC771年、反乱により周が都を洛邑に移す
→重い青銅器などは地中に埋められた

100年頃、後漢の許慎が『説文解字』を著す

1821年、陝西省郿県礼村で大盂鼎が発掘される

第三節

采詩の官と詩経

民の声を政治に

1600BC
1500BC
1400BC
1300BC
1200BC
1100BC
1000BC
900BC
800BC
700BC
600BC
500BC
400BC
300BC
200BC
100BC
0
100
200
300
400
500
600
700
800
900
1000
1100
1200
1300
1400
1500
1600
1700
1800
1900
2000

殷 1600BC頃-1046BC		
周 1046BC-771BC		
春秋戦国時代 770BC-221BC		
秦 221BC-207BC		
漢 206BC-220AD		
魏 220-265	蜀 221-263	呉 222-280
晋 265-316		
五胡十六国時代		東晋 317-420
北朝 439-589		南朝 420-589
隋 581-619		
唐 618-907		
五代十国 907-960		
遼	北宋 960-1127	
金 1115-1234	南宋 1127-1279	
元 1271-1368		
明 1368-1644		
清 1616-1912		
中華民国 1912-1949		
中華人民共和国 1949-		

祭政一致の神権政治＝神が支配する時代

殷周革命

天命論に基づく徳治＝人が支配する時代

采詩の官と詩経

〔解説〕

天命論は殷代の神権政治に代わり、周代の徳治政治——神託を受けた有徳者が責任をもって人々を治めること——に理論的な根拠を与えた。

その一方で**為政者の徳が衰え、民心が離れれば、天命は他の有徳者に移るもの**とされた。

このため周は各地の風俗を理解し、政治の得失を知るため、采詩の官を設け、民間に伝わる歌謡を採集した。

こうして集められた詩は、後年、孔子によって教団のテキストとされ、儒家の經典の一つ『詩経』となった。



漢書芸文志

十篇皆古字也其王往入其宅聞鼓琴瑟鍾磬之音於是懼乃止
師古曰書中書多以考見行世二十九篇之外更得十六篇子後也悉得其書以考二十九篇得多十六篇
安國獻之遭巫蠱事未列于學官劉向以中

詩經二十八卷魯齊韓三家

師古曰詩中書多以考見行世二十九篇之外更得十六篇
幸簡二十五字者脫亦二十五字簡二十二字者脫亦二十二
字文字異者七百有餘脫字數十書者古之號令號令於衆其言
不立具則聽受施行者弗曉古文讀應爾雅故解古今語而可知
也

詩經二十八卷魯齊韓三家

應劭曰申公作魯詩后
其作齊詩韓要作韓詩

魯故二十五卷

師古曰故者通其情義也亡皆類此今
流俗毛詩改故訓備為詁字失其耳

魯說二十八卷

齊后氏故二十卷

〔解説〕

齊孫氏故二十七卷
二十九卷

漢書芸文志は漢書十志の一。後漢

時代に劉向の『別録』、劉歆の『七

略』をもとに編纂された図書目録。

現存する中国の図書目録としては最

古のもの。

凡詩六家四百一十六卷

書曰詩言志哥詠言

師古曰虞書詩典之辭也在心為志發言
為詩詠者永也承長也聲所以美言之

故哀樂之心感

采詩の官―歌謡による世論調査

『書』に曰く「詩は志を言い、歌は言を詠ず」故に哀樂の心感ずれば、歌詠の声を発す。其の言を誦ずるを之れ詩と謂い、其の声を詠ずるを之れ歌と謂う。故に古に采詩の官あり、王者は以って風俗を觀、得失を知り、自らを考正す。

齊故
韓說四十一卷
韓外傳六卷

（後漢）班固漢書藝文志・詩經

毛詩二十九卷

毛詩故訓傳三十卷

凡詩六家四百一十六卷

書曰詩言志哥詠言

師古曰虞書典之辭也在心爲志發言爲詩詠者承也承長也哥所以長言之

故哀樂之心感

而哥詠之聲發誦其言謂之詩詠其聲謂之哥故古有采詩之官

王者所以觀風俗知得失自考正也孔子純取周詩上采殷下取魯凡三百五篇遭秦而全者以其諷誦不獨在竹帛故也漢興魯申公爲詩訓故而齊轅固燕韓生皆爲之傳或取春秋采雜說咸非其本義與不得已魯最爲近之

師古曰與不得已者言皆不得已也三家者不得其真而魯最近之

三家皆

列於學官又有毛公之學自謂子夏所傳而河間獻王好之未得

立

禮古經五十六卷經七十篇

后氏

記百三十一篇

七十子後學者師古曰劉向別錄云六國時人也

明堂陰

陽三十三篇

古明堂之遺事

王史氏二十一篇

七十子後學者師古曰劉向別錄云六國時人也

曲臺后倉

九篇

如淳曰行禮射於曲臺后倉爲記故名曰曲臺記漢官曰大射于曲臺晉灼曰天子射宮也西京無太學於此行禮也

中庸說二篇

師古曰今禮記

有中庸一篇亦非本禮經蓋此之流

明堂陰陽說五篇



大孟鼎 (B.C.1000頃)



采詩の官とは、歌謡の採集を通じて、庶民の暮らしや政治の得失を知るために行われた世論調査だったともいわれる。では、このような采詩は本当に行われたのであろうか。

近代に続く采詩の伝統

〔解説〕

歌謡の採集を通じて、庶民の風俗や政治の得失を理解しようとする采詩の伝統は、近代まで脈々と受け継がれていた。

日中戦争の最中、黄土高原の貧しい農村を根拠地として戦っていた中国共産党は、農民たちの心を理解し、その協力を得るため、農村に調査員を送って農民たちの歌謡を採集した。

左写真は映画「黄色い大地」より



八路軍の根拠地・延安



資料映像：映画「黄色い大地」より

詩經の分類と篇数			
分類		内容	篇数
風	周南、召南、邶風、鄘風、衛風、王風、鄭風、齊風、魏風、唐風、秦風、陳風、檜風、曹風、幽風 (十五風)	黄河流域諸国の楽歌	160
雅	小雅、大雅	王畿の楽歌	105
頌	周頌、魯頌、商頌	王宮の祭祀楽歌	40

詩經とは？

〔解説〕

周代初め（前一一世紀）から春秋時代末（前六世紀）までの五百年ほどの間に採集された歌謡は、宗廟の祭祀で歌われた楽歌とともに計三〇五首からなる詩集にまとめられた。中国最古の詩集『詩經』である。

儒家の祖である孔子は、これを教団のテキストの一つに採用したため、儒教經典の一つとなった。

第四節

詩経が伝える 周代の民謡

「擊鼓」と「君子于役」を例に

詩經邶風・擊鼓

〔解説〕

擊鼓は、紀元前八世紀に衛国領内の旧邶の地で歌われていた民謡。

毛詩によれば、「衛の州吁、兵を用いること暴乱。公孫文仲を将として陳と宋とを平らげしむ。国人は其の勇にして礼なきを怨」み、この歌を作ったと云う。終風四章章四句

擊鼓怨州吁也衛州吁用兵暴亂使公孫文

仲將而平陳與宋國人怨其勇而無禮也

將者

將兵以伐鄭也平成也將伐鄭先告陳與宋以成其伐事春秋傳曰宋殤公之即位也公子嗎出奔鄭鄭人欲納之及衛州吁立將脩先君之怨於鄭而求寵於諸侯以和其民人使告於宋曰君若伐鄭以除君害君爲主敵邑以賦與陳蔡從則衛國之願也宋人許之於是陳蔡方睦於衛故宋公陳侯蔡人衛人伐鄭是也伐鄭在魯隱公四年

擊鼓其鏜踴躍用兵

鏜然擊鼓聲也使衆皆踴躍用兵也箋云此用

兵謂治兵時

土國城漕我獨南行

漕衛邑也箋云此言衆民皆勞

苦也或役土功於國或脩治漕城而我獨見使從軍南行伐鄭是尤勞苦之甚從孫

子仲平陳與宋

孫子仲謂公孫文仲也平陳於宋箋云子仲字也平陳於

宋謂使告宋曰君爲主敵邑以賦與陳蔡從

不我以歸憂心有忡

憂心忡忡然箋云以猶與也與我南行爰居不與我歸期兵凶事懼不得歸豫憂之

爰處爰喪其馬

有不還者有亡其馬者箋云爰於也不還謂死也傷也病

也今於何居乎於何處乎於何喪其馬乎于以求之于林之下

山

邶（河南省湯陰県東南）



詩經邶風・擊鼓

擊鼓は、紀元前八世紀に衛国領内の旧邶の地で歌われていた民謡。

毛詩によれば、「衛の州吁、兵を用いること暴乱。公孫文仲を将として陳と宋とを平らげしむ。国人は其の勇にして礼なきを怨み、この歌を作つた」といふ。心は我則安也女

終風四章章四句

擊鼓怨州吁也衛州吁用兵暴亂使公孫文

仲將而平陳與宋國人怨其勇而無禮也

將兵以伐鄭也平成也將伐鄭先告陳與宋以成其伐事春秋傳曰宋殤公之即位也公子馬出奔鄭鄭人欲納之及衛州吁立將脩先君之怨於鄭而求寵於諸侯以和其民人使告於宋曰君若伐鄭以除君害君爲主敵邑以賦與陳蔡從則衛國之願也宋人許之於是陳蔡方睦於衛故宋公陳侯蔡人衛人伐鄭是也伐鄭在魯隱公四年

擊鼓其鏜踴躍用兵鏜然擊鼓聲也使衆皆踴躍用兵也箋云此用

兵謂治兵時土國城漕我獨南行漕衛邑也箋云此言衆民皆勞苦也或役土功於國或脩治漕城而我獨見使從軍南行伐鄭是尤勞苦之甚

從孫子仲平陳與宋孫子仲謂公孫文仲也平陳於宋箋云子仲字也平陳於

宋謂使告宋曰君爲主敵邑以賦與陳蔡從不我以歸憂心有忡

憂心忡忡然箋云以猶與也與我南行不與我歸期兵凶事懼不得歸豫憂之爰居

爰處爰喪其馬爰於也不還謂死也傷也病有

也今於何居乎於何處乎於何喪其馬乎于以求之于林之下

也今於何居乎於何處乎於何喪其馬乎于以求之于林之下

中国古代の反戦歌謡

進軍太鼓鳴り響けば

武器を手に躍り立つ

衛の都・朝歌や漕で

城壁が補強される中

僕らは南の鄭国へと兵暴亂使公孫文

軍を進める

將兵以伐鄭也平成也將伐鄭也告陳與宋以成其伐事春秋傳曰宋殤公『詩經』擊鼓

子馬出奔鄭鄭人欲納之及衛州吁立將脩先君之怨於鄭而求寵於諸侯以和其民人使告於宋曰君若伐鄭以除君害君爲主敵邑以賦與陳蔡從則衛國之願也宋人許之於是陳蔡方睦於衛故宋公陳侯蔡人衛人伐鄭是也伐鄭在魯隱公四年

擊鼓其鏜踴躍用兵鏜然擊鼓聲也使衆皆

兵謂治土國城漕我獨南行漕衛邑也箋云此用

苦也或役土功於國或脩治漕城而我從孫

子仲平陳與宋孫子仲謂公孫文仲也平陳

宋謂使告宋曰君爲主不我以歸憂心有仲

憂心仲仲然箋云以猶與也與我南行爰居

爰處爰喪其馬爰於也不還者有亡其馬者箋云

也今於何居乎於何于以求之于林之下水

中国古代の反戦歌謡

公孫子仲將軍に従い

陳と宋との和睦をはかったが

いつになれば帰国できるのだろう

心は憂うばかり

あちこちを転戦する中に

馬も姿を消し

探してみれば

林の下に

『詩経』擊鼓

子馬出奔鄭鄭人欲納之及衛州吁將先君之怨於鄭而求寵於諸侯使告於宋曰君若伐鄭以除君害君為主敵邑以賦與陳蔡從則衛國之願也宋人許之於是陳蔡方睦於衛故宋公陳侯蔡人衛人伐鄭是也伐鄭在魯隱公四年

擊鼓其鏜踴躍用兵 鏜然擊鼓聲也使衆皆

兵謂治 土國城漕我獨南行 漕衛邑也箋云此言衆民皆勞

苦也或役土功於國或脩治漕城而我從孫

子仲平陳與宋 孫子仲謂公孫文仲也平陳

宋謂使告宋曰君爲主 不我以歸憂心有仲

不與我歸期兵凶事懼不得歸豫憂之 爰居

爰處爰喪其馬 爰於也不還謂死也傷也病

也今於何居乎於何 于以求之于林之下 水

日林箋云于於也求不還者及亡其馬者當於山林之下軍行必依山林求其故處近得之
死生契闊與子成說契闊勤苦也說數也
伍約死也生也相與處勤苦之中我執子之與子成相說愛之恩志在相存救也
手與子偕老偕俱也箋云執其手與之約誓示信也言俱老者庶幾俱免於難
于嗟闊兮不我活兮不與我生活也箋云無衆安忍無親衆叛親離軍士棄其約離散相遠故吁嗟歎之闊兮女不與我相救活傷之
于嗟洵兮不我信兮洵遠信極也箋云歎其棄約不與我相親信亦傷之

擊鼓五章章四句

凱風美孝子也衛之淫風流行雖有七子之
中国古代の反戰歌謡
母猶不能安其室故美七子能盡其孝道以慰其母心

いっしよに生きていっしよだよ、と
そう誓い合ったね
きみの手を握り
でも いまは遠く離れ
ただ死を待つばかり
遠く離れて
きみとの約束も果たせぬまま

詩經王風・君子于役

〔解説〕

王風は東周王朝が直轄していた地方の民謡を集めたもの。周王朝東遷後の平王（紀元前七七〇）同七二〇、桓王（紀元前七一九）同六九七、莊王（紀元前六九六）同六八二三代の詩を収める。君子于役は、邶風の擊鼓とは逆に、夫を戦争に取られた女性側の心情を歌っている。彼稷之穗穗秀也詩人自黍離離見稷之穗故歷道

其所更見行邁靡靡中心如醉醉於憂也知我者謂我

心憂不知我者謂我何求悠悠蒼天此何人哉彼黍離離彼稷之實自黍離離見稷之實行邁靡靡中心如噎噎憂不能息知我者謂我心憂不知我者謂我何求悠悠蒼天此何人哉

黍離三章章十句

君子于役刺平王也君子行役無期度大夫思其危難以風焉

君子于役不知其期曷其至哉箋云曷何也君子往行役

A topographic map of East Asia, showing the Korean Peninsula, Japan, and the surrounding seas. The map uses color to represent elevation, with green for low-lying areas and brown for higher terrain. A black dot is placed in central China, specifically in the region of Henan, with a line pointing to it from a text box. The text box contains the name '王畿' followed by '(河南省洛陽一帶)' in parentheses.

王畿（河南省洛陽一帶）

中国古代の反戦歌謡

戦場に行ったあなたは

いつ帰るのでしょうか

鶏たちも巢にもどる夕暮れ時

羊や牛も山を下りてきました

戦場にいったあなたは悠悠蒼天此何人

哉思ふのはあなたのことばかり

中心如噎噎憂不能息

『詩経』王風・君子于役

者謂我何求悠悠蒼天此何人哉

黍離三章章十句

君子于役刺平王也君子行役無期度大夫

思其危難以風焉

君子于役不知其期曷其至哉

箋云曷何也君子往行役

我不知其反期何時當來至哉思之甚

雞棲于埘日之夕矣羊

牛下來

塋牆而棲曰埘箋云雞之將棲日則夕矣牛羊從下牧地而來言畜產出

入尚使有期節至於君子于役如之何勿思

箋云行役多危難我誠思之

君子于役不日不月曷其有

佸佸會也箋云行役反無日月何時而有來會期雞棲于桼日之夕

矣羊牛下括

雞棲于桼爲桼括至也

君子于役苟無飢

渴箋云苟且也旦得無飢渴憂其飢渴也

中国古代の反戦歌謡

戦場にいったあなた

帰るときもわからないまま

いつまた逢えるのでしよう

鶏もとまり木に眠る夕暮れ時

羊や牛も柵の中にもどりました
戦場にいったあなたが

飢え苦しむことのないように

『詩経』王風・君子于役
者謂我何求悠悠蒼天此何人哉

黍離三章章十句

君子于役刺平王也君子行役無期度大夫

思其危難以風焉

君子于役不知其期曷其至哉
箋云曷何也君子往行役

我不知其反期何時
當來至哉思之甚雞棲于埘日之夕矣羊

牛下來
箋云雞之將棲日則夕矣牛羊從下牧地而來言畜產出

入尚使有期節至於
行役者乃反不來也君子于役如之何勿思

箋云行役多危
難我誠思之君子于役不日不月曷其有

估
估會也箋云行役反無雞棲于桼日之夕

矣羊牛下括
雞棲于桼爲君子于役苟無飢

渴
箋云苟且也旦得無飢渴憂其飢渴也

阿之可波之久麻刀尔多知互和曉毛古我
蘊豆毛志保くふ奈波志曾母波由

右一首市原郡上下刑部直千國

於保波其乃義許ふ如志古夫伊豆久礼安

古代歌謡の世界

民衆の歌謡は天の声の現れであり、
為政者はそれを通じて、政治の得失
を知り、自らを正すことができる
する古代中国の歌謡観は、わが国に
も大きな影響を与えた。

大伴家持が日本最古の和歌集であ
る万葉集を編んだとき、防人の歌や
東歌など数多くの地方民衆の歌を収
めたのも、こうした歌謡観の影響を
受けたと考えられる。

陳私拙懷一首 并雜歌

天皇乃等保波其乃義許ふ如志古夫伊豆久礼安
阿米能之乃之更志賣之波伊麻能半尔多
要受伊波其乃義許ふ如志古夫伊豆久礼安

防人の歌

韓衣裾に取り付き泣く子らを
置きてぞ来ぬや母なしにして

右一首国造小県郡池田舎人大嶋

可奈之伎チ比伎ヒ久尔クニ弊ヘくシ也モ保由ユ

伊イ弊ヘ於オ毛モ质フ小伊コイ半ハ祢ネ受ス半ハ礼レ後ハ多タ以ツ我カ奈ナ久ク
安ヤスくシ契ヒ名ナ其ミ多タ受ス伎ヒ流ル乃ノ可カ須ス美ミ奈ナ

右十九日廿ニ少シ輔ホ大伴オホトモ家持イマエ作シ

可カ良ラこコるロ茂モ海ウミ常ス小里コサ都ツ伎ヒ奈ナ苦ク古コ良ラ半ハ
意イ伎ヒ豆マメ曾ソウ伎ヒ奴ヌ也ヤ意イ母モ奈ナくシ志シ豆マメ

右一首国造小縣郡他田舎人大嶋

知チ波ハ布フ面メン美ミ乃ノ美ミ作シ伎ヒ奴ヌ依イ麻マ都ツ里リ
伊イ波ハ质フ伊イ能ネ知チ伎ヒ臺ダイ毛モ知チ我カ多タ米メ

阿之可波之久麻刀尔多知互和曉毛古我
蘇豆毛志保く尔奈伎志曾母波由

右一首市原郡上下刑部直千國

於保伎美乃義許尔加志古美伊久礼安

和努等里都伎互伊比之古奈波毛

では、こうした歌謡の蒐集は、現
実の政治を正す上で役だったのではあ
ろうか。
都念之閑尔散尔加流布祢乃伊都之加毛
於加敬麻於里互久尔尔南年可毛



右一首長柄郡上下若麻續部年

二月九日上總國防人部領便尔國徳七位下

茨田連沙弥磨を歌較十九首但拙劣新

と不意あり

陳私拙懷一首 并雜歌

天皇乃等保伎美尔尔毛行るる海難波乃尔

阿米能之尔之良志賣之尔伊麻能尔尔多

要受伊都乃可氣麻尔尔安夜尔可之古志可

歌謡が伝える民の声を政治に

〔解説〕

大伴家持が防人たちの歌を記録してから二年後の天平宝字元年（七五七年）閏八月、孝謙天皇は大宰府の防人に板東諸国の兵士を派遣するのをやめ、西海道七国の兵士を当てるよう勅命を下した。

翌天平宝字二年（七五八）には、采風の官に倣って問民苦使が各地に派遣され、賦役の軽減や貧病者の救済が行われた。

勸導戸羅實在施禮是以官太寺別永置感本
師田十町自今已後每為布薩恒以此物置用
布施庶使怠慢之徒日厲其志精勤之士弥進
其行宜告僧綱知朕意焉○壬申 勅曰太宰
府防人頃年差坂東諸國兵士發遣由是路次
之國皆苦供給防人産業亦難辦濟自今已後
宜差西海道七國兵士合一千人充防人司依
式鎮戍集府之日便習五教事具別式○九月

まとめ

■殷を滅ぼし、天下を支配することになった周は、それまでの神権政治に代えて、天命論に基づく人間中心の政治を始めた。

■天命論は、人が神に代わって人々を治めることに理論的な根拠を与える一方、統治者の徳が衰え、民心が離れれば、天命は他の有徳者に移るとされた。このため周は、各地の風俗を理解し、政治の得失を知ろうと、采詩の官を設け、民間に伝わる歌謡を採集した。

■こうして集められた歌謡は、祭祀の場で歌われた楽歌などともに三百首ほどにまとめられ、中国最古の詩集である『詩経』が誕生した。

■采詩の思想は古代日本にも影響を与え、『万葉集』に防人の歌などが採録されたほか、采風の官に倣って問民苦使が各地に派遣され、賦役の軽減や貧病者の救済が行われた。

参考文献

- 陳舜臣『中国発掘物語』（講談社文庫 1991）
- 阿辻哲次『図説漢字の歴史』（大修館書店 1989）
- 目加田誠『新釈・詩経』（岩波新書 1954）